

国際日本文化研究センター中・長期海外研修についての申合せ

〔平成30（2018）年 9月20日 制 定〕
〔令和 8（2026）年 8月 6日 最終改正〕

（趣旨）

第1条 本申合せは、国際日本文化研究センター（以下、「センター」という）が、「人間文化研究機構研究教育職員の特例に関する規程」第9条に基づき、日本研究の国際的拠点にふさわしい人材を育成する目的で、専任教員等を、基本的に3カ月以上12カ月に至る期間海外研修に派遣する際に必要な事項を申合せのものとす。

（定義）

第2条 本申合せに使用する用語の定義は、次の各号に規定するとおりとする。

- （1）専任教員等 研究教育職員及び特任研究員
- （2）海外研修 研修のうち、研究・教育の遂行に必要な知識及び能力の向上を図るため、専任教員等が海外の大学および研究機関で当該期間にわたり研究・教育に専念するもの。中・長期海外研修は3カ月から12カ月の海外滞在のものを指す。3カ月に満たない海外研修については、短期として、本申合せの範囲外とする。
- （3）研修費 当該海外研修を実施するための費用（研修費）は以下のものを指す。往復の交通費、滞在に関わる費用（日当・住宅費・光熱費等）及び研究費（センターの個人研究費、科学研究費補助事業（科研費）を除く）
- （4）役職にある者 所長、副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹、情報管理施設長及び総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻国際日本研究コース長

（種類と期間）

第3条 本申合せにおける海外研修の種類は、次に規定するとおりである。

- （1）センターから研修費を受けず、海外の大学・研究機関または外部資金から支給される研修費の全部または一部を用いて、次の用務を行うもの
 - （ア）原則として3カ月以上12カ月上限として、海外の大学・大学院における講義を行うもの
 - （イ）原則として3カ月以上12カ月上限として、海外の研究機関の研究プログラムに参加するもの
 - （ウ）原則として3カ月以上12カ月上限として、主として専攻学術の分野について研究調査を行うもの
- （2）上記研修を継続して原則として12カ月を超えて行うことおよび同一の専任教員等が同時に上記の研修を行うことはできない。

（海外研修の要件）

第4条 海外研修に派遣される専任教員等は、次の各号に規定する要件を満たさなければならない。

- (1) センターにおいて専任教員等として勤務を開始した日から起算して、継続して3年以上勤務していること。
- (2) 当該専任教員等の本務に支障がなく、かつ研修の目的がセンターにおける用務として位置付けられること。
- (3) 滞在期間中に給与という名目での金銭の受領がないこと。
- (4) 過去に派遣された海外研修が総計12カ月である者の場合、最後の研修が終了した翌日から起算して、原則として3年が経過していること。12カ月に満たない中・長期海外研修の場合は、派遣期間に3を乗じた期間経過していること（例：6カ月の海外研修の場合、 $0.5 \text{年} \times 3 = 1.5 \text{年}$ ）。
- (5) 派遣期間中に雇用期限が到来しないこと。

(海外研修候補者の選考・決定)

第5条 海外研修に派遣される候補者の選考および決定は、次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 候補者は、別紙様式による「海外研修願」及び「海外研修計画書」を、原則として派遣開始日の6カ月以前に所長に提出する。
- (2) 上記第1号に定める書類に基づき、当該海外研修について、センター会議で審議を行い、候補者を決定する。

(役職にある者の海外研修)

第6条 役職にある者が海外研修に派遣されることは、原則として認めない。ただし、所長が認めた者についてはこの限りではない。

(計画の変更)

第7条 海外研修に派遣される者が病気その他の事由により海外研修計画または期間変更を余儀なくされた場合には、センター会議の承認を得なければならない。

(海外研修に派遣される者の責任)

第8条 海外研修に派遣される者は、海外研修の目的以外の職務に従事してはならない。ただし、特別の事由があるときは、事前に所長の承認を得て、兼業等に従事することができる。

(報告)

第9条 海外研修に派遣される者は、研修期間終了後1カ月以内に海外研修の経過および現地での研究・教育活動に関する報告書を所長に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 本申合せに規定していない事項については、研究推進部会における議を経て、国際研究推進部会議において審議・決定又は報告するものとする。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 4（2022）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 5（2023）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 8（2026）年 8 月 6 日から施行する。

(別紙様式1)

海外研修願

令和 年 月 日

国際日本文化研究センター 所長 殿

(申請者) 所属・職名

氏名

印

国際日本文化研究センター中・長期海外研修についての申合せに基づき、以下のとおり提出します。

1. 研修先
2. 研修期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 研修目的
4. 研修費の財源
5. 研修日程及び研修事項 (別紙様式2「海外研修計画書」のとおり)

海外研修計画書

日程			研修先	実施事項
年 月 日			日本出発・現地到着 (到着地:)	
年 月 日	～	年 月 日		
年 月 日	～	年 月 日		
年 月 日	～	年 月 日		
年 月 日	～	年 月 日		
年 月 日	～	年 月 日		
年 月 日	～	年 月 日		
年 月 日			日本帰国	

※行が足りない場合は適宜追加すること。
 ※旅行命令については、これとは別途提出すること。